

新潟市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年8月5日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第78号

新潟市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市職員退職手当支給条例施行規則（昭和25年新潟市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（条例第4条第1項第2号に掲げるその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者）

第4条 条例第4条第1項第2号に掲げるその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

（1） その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの

（2） 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

第4条の次に次の1条を加える。

（条例第4条の2第1項第5号に掲げる25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者）

第4条の2 条例第4条の2第1項第5号に掲げる25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるものは、25年以上勤続した者であつて、前条各号に掲げるものとする。

第5条の7を第5条の9とする。

第5条の6中「第5条の4」を「第5条の6」に改め、同条を第5条の8とし、第5条の3から第5条の5までを2条ずつ繰り下げ、第5条の2を第5条の3とし、同条の次に

次の１条を加える。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の最高限度額を計算する場合に退職日俸給月額に乘じる割合）

第５条の４ 条例第４条の９の規定により読み替えて適用する条例第４条の７及び第４条の８各号に規定する規則で定める割合は、第５条の２第２項に規定する割合とする。

第５条の次に次の１条を加える。

（定年前早期退職者の範囲等）

第５条の２ 条例第４条の４に規定する規則で定める年齢は、退職の日において定められているその者に係る定年から１０年を減じた年齢とする。

２ 条例第４条の４の規定により読み替えて適用する条例第４条第１項、第４条の２第１項及び第４条の３第１項各号に規定する規則で定める割合は、１００分の３（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が１年である職員にあつては、１００分の２）とする。

第１０条の２第３号中「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）」及び「同法」を「法」に改め、同条第４号中「地方公務員法」を「法」に改める。

附則第５項中「第５条の７」を「第５条の９」に改める。

別表中「第５条の５」を「第５条の７」に改める。

様式第３の２中「第５条の２」を「第５条の３」に改める。

附 則

この規則は、平成２５年１１月１日から施行する。